

日本では、以下のような行為は、法律で禁止されています。
在日本以下的行为是违法的。

- ① 自分または他人名義の通帳(キャッシュカード)を、他人に譲り渡した。《犯罪収益移転防止法違反》
将自己或别人名义的存折(银行卡)转让 他人
《违反“关于防止因犯罪引起收益转移的 法律”》
- ② インターネットバンキングのID・パスワード等を、他人に譲り渡した。《犯罪収益移転防止法違反》
将网络银行的ID,密码等信息提供他人
《违反“关于防止因犯罪引起收益转移的 法律”》
- ③ 不正利用する目的で、自分名義の口座を開設した。《詐欺》
以不正当使用为目的,开办自己名义的 账户《诈骗罪》
- ④ 他人や架空の名義で口座を開設した。《詐欺》
用他人或假名开办账户《诈骗罪》

